

都市計画決定に係る理由書

1. 案件名：札幌圏都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の決定

2. 都市計画の決定理由

（区域の概要）

当区域は、都市計画法第8条による用途地域を工業専用地域に指定しており、石狩湾新港土地利用計画において「ユーティリティ地区」の位置づけが行われている区域である。又、昭和56年11月に産業廃棄物処理施設として都市計画決定を行っており、現在、早来工営株式会社（旧三友プラントサービス（株））が産業廃棄物処理をおこなっている。

（今回計画決定する理由）

当該処理施設に関しては、「石狩湾新港地域内に立地する事業所等から排出される廃棄物を適正に処理すること」を目的として、産業廃棄物処理施設として都市計画決定したところである。

これまで、工場から発生する動植物性食品残渣等について焼却処分を行ってきたところであるが、今回、流通過程から発生する動植物性食品残渣の焼却についても、処理を検討しているところである。

動植物性食品残渣等については、工場から発生するものについては産業廃棄物となるが、その後流通し、倉庫に保管された後に廃棄されるもの等については事業系一般廃棄物に該当する。

一般廃棄物については、廃棄物処理法により、当市の責任において適正に処理しなければならないこととなっているところである。しかしながら、

水分の多い動植物性食品残渣を安定して焼却できる「ロータリーキルン式焼却炉」を持つ、石狩市内で唯一の廃棄物処理施設であるということ。

「産業廃棄物処理施設」として都市計画決定されることを前提に、「廃棄物処理事業」として道条例第29号による環境アセスメントを行い、道告示487号で環境影響評価の内容に照らし妥当であると認められた施設であること。

既存の処理施設を現状のまま使用でき、その施設の処理能力の増加も必要がなく、廃棄物の処理方法も変更がないことにより、周辺に及ぼす環境保全上の影響はないこと。

以上の状況を踏まえ、当該処理施設で一般廃棄物を処理することについて支障無いと判断し、また、配置についても当区域が、工業専用地域及び石狩湾新港土地利用計画における「ユーティリティ地区」に位置付けられることから、支障がないと判断し、今後も同地域で発生する事業系一般廃棄物を適正に処理するために、新たに「ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）」として都市計画決定を行う。

3 . 決定内容について

昭和 56 年 11 月 10 日に町告示第 24 号で「産業廃棄物処理施設」として都市計画決定を行った石狩市新港中央 3 丁目の約 1.5ha について、併せて、「ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）」として新たに都市計画決定を行う。

札幌圏都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の決定（石狩市決定）

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
1	ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）	石狩市新港 中央3丁目	約 1 . 5 ha	約 58,500 t /年 (一般廃棄物 と産業廃棄物 との合計)

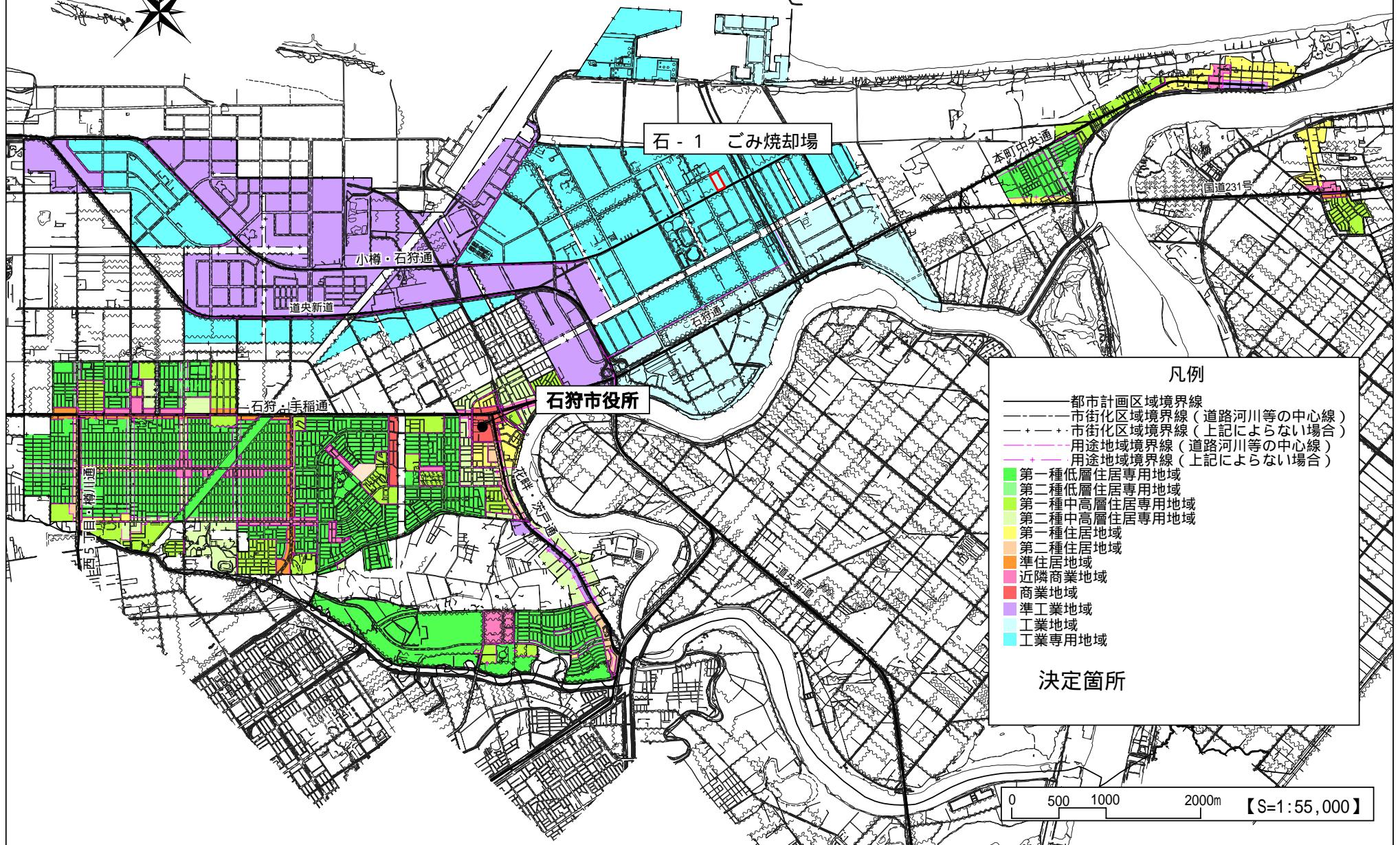
「区域は計画図表示のとおり」

（理 由）

近年、事業活動に伴って排出される廃棄物は膨大な量にのぼり、その質も著しく多様化している。

このため、主として石狩湾新港地域内に立地する事業場等から排出される、事業系一般廃棄物を適正に処理するため、本案のように決定する。

札幌圏都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の決定 総括図 『石狩市』



札幌圏都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）決定箇所図

石1 ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）
1.5ha

工業專用地域

200
60

工業專用地域

工業專用地域

200
60

3·2·413 花样中央通

३

4

工業專用地域

200
60

工業地域

200
60

凡例

用途地域境界線(道路河川等の中心線)

用途地域境界線(上記によらない場合)

- 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域

容積率
建ぺい率

決定箇所

0 100 200 400m
| | | |
S = 1 : 10,000

